

「アクション・プラン」推進委員会（第10回）議事要旨

日時：平成24年11月13日（火）17:30～18:30

場所：内閣府地域主権戦略室会議室（日本自転車会館2号館5階）

出席者：樽床伸二委員長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））、上田清司委員（埼玉県知事）、大島敦委員（内閣府副大臣）、稲見哲男委員（内閣府大臣政務官）
（関係府省）

加賀谷健内閣府大臣政務官、森田高総務大臣政務官、松野信夫法務大臣政務官、生田正之厚生労働省大臣官房総括審議官、鷲尾英一郎農林水産大臣政務官、照井恵光経済産業省地域経済産業審議官、長安豊国土交通副大臣、生方幸夫環境副大臣

（関係地方）

平井伸治鳥取県知事、飯泉嘉門徳島県知事、広瀬勝貞大分県知事

主な議題

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について

- 1 稲見委員から国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について、説明が行われた。
- 2 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について意見交換が行われた。
 - 九州地方知事会としては、今、御説明の法案は、基本的には我々の考え方と同じということで、結構ではないかと思っている。これについて前向きに我々も取り組む必要があるということで、九州地方知事会でも10月31日に緊急提言をして、基礎自治体等の理解を得るための取組を政府において進めて、早期の法案提出を実現させるよう求めているところ。
 - 大規模災害時の対応については、大臣の指示があれば、住民の生命・財産の確保を第一に考えていくということで、当然指示に従うつもりなので、この条文改正が必要かどうかは別だが、それで結構なのではないかと思っている。
 - 市町村の意見反映の仕組みについては、「できる限り反映しなければならない」というのは普通は努力規定ではないかと思うが、これだけ市町村に配慮しているということで、それは一つの考え方と思うので、前向きに考えていきたい。
 - この制度で市町村が心配しているのは、国の財源的な措置は大丈夫かということ。県と市町村が話し合っ理解を得ていくときに、相当国にも協力してもらわないと、制度は作ったけど財源は確保できないということでは市町村の理解を得る手立てがない。国もそういう努力をしてもらおうことが、併せて大事だと思っている。
 - 大半の市町村の理解が必要である旨盛り込むという提案についても、国もそういう

理解が得られるような環境を作っていくということも書いておかないといけないのではないか。

- 市町村の意見の反映について、四国は当初から市町村あってこそというところがあり、タイムリーに伝達していく形を取ってきた。我々としてはもう少し全国的に進んでいれば良かったという思いがあるが、ようやく政府の尽力でここまで来た。
- 今回の資料に新たな対応として、特に市町村意見の反映を担保する仕組みが掲げられ、いわゆる協議の場について、市町村の側から常に発議ができ、原則として特定広域連合に応諾義務を課している。実は法定化された国と地方の協議の場でも地方側からの発議が担保されているが、国の側に応諾義務はない。そうした意味から、これは大きな前進であると考えている。
- 特に我々が一番気にしている財源措置のフレームの点に対しても、我々としてしっかり協議をしていただきたい。
- 是非速やかに閣議決定を行って、国会に法案を提出し、早期成立を図っていただきたい。
- 中国地方の現状や考え方について、私どもの広域連合設立に向けた検討状況であるが、是非、特定広域連合の受け皿を目指したいと考えている。各県議会の了解も取り付けており、市町村とも話を進めてきた。当面、経済産業局を目標にしたい。是非この法律を仕上げていただきたい。
- 国の出先機関の移譲というのは、国の在り方をスリムにして良い形に変えていこうということ。二重行政が廃止され、住民に身近なところで決定するようにすることが改革の眼目であり、地方分権の大きな柱として是非とも実現していただきたい。
- 共通の問題意識としてあるのは、財政上の措置という問題。財源のところがはっきり法案の中で示されていない。少なくとも、事務に滞りが起こることのないよう、中身を考えていただく必要がある。
- 若干懸念が示されたのは、市町村の意見反映で、「できる限り市町村の意見を反映しなければならない」と書かれたときの法律の効果の問題。法律的な整合性も取りながら、細部の調整をしていただければありがたい。市町村の意向の反映ということは、広域連合に移行しない、国としてやってもらいたいというような思いもある。都道府県の広域連合を作るときに、このような責務が課されるのはどういう意味なのかという声も率直にあったことは御報告申し上げたい。
- 基本的な考え方としては、地域主権の確立は上からの押しつけでは進まない。地域の皆さんのまとまり、熱意があって初めて成り立つ。もう一つは、地域主権というものの到達の目標が皆さんで違う。でも、目指すべき方向として、あの山の頂上を目指そうと。今回の法律は、手挙げ方式だから、道は用意させていただき、道を登るのに我々も協力はするが、道を登るか登らないかを決めるのは、それぞれの地域の方。登りたいという意思を地域で共有して、是非とも登っていただきたい。市町村の意見の反映というのは、そういう考え方から出てきており、すべての市町村が全部前向きにはならないかもしれないが、みんなが行くという方向に何とか持つ

ていっていただかなければ、認定も現実にはできないだろうということで、あえて少しきつめのことを書かせていただいた。

- 国立公園について、環境省からレンジャーと呼ばれる専門職が国立公園の維持管理に当たっており、彼らは海外を含めていろんな場所を回りながら蓄積された知見を活かして管理に当たってきた。国立公園を国が管理するのが当たり前であって、地方が管理するなら県立公園にすればいい。国立公園の管理は環境省に任せていただきたい。世界遺産も国が管理しているということが条件の一つであり、各種自然保護団体も環境省が維持してほしいと言っている。もちろん地域との協力なくては、国立公園の維持管理はできないので、協働型管理という考え方を打ち出して、地域の方達と一緒に国立公園を管理したいと思っているが、是非とも国立公園は対象外にいただきたい。内閣府提案の法律の中で自然公園法が移譲対象候補になっているので、これを移譲対象から外してほしい。
- 法律名を削除してくれというのは厳しいというのがまず結論。それぞれの法律名はそのまま書いているが、広域連合がそのまま国でやってもらえというならば国で、それは任せてくれということがあればそれは任せたらよい。基本的に全部そういう形にしている。これは国でしかできないと言え、災害の時はどうだという話になるから、そこは例外なしということで法律に書くのは許していただきたい。
- 自然は一回壊したら元に戻らない。県は開発したいという思いがあったとしても、我々は開発をしなくてくれ、この地域は国立公園として後世に残していかなければならないというような場面もある。
- 国の意見も言って、広域連合もそれはそうだろうと、大体意見は一致するはず。余程意見が一致しない特異な人がいたとしても、そういう人の意見は大勢にはならない。話し合いを当然していくものだと思うので、自ずと合理的なところに落ち着くのではないか。
- 環境を一貫して破壊してきたのはリゾート法とか、臨海工業地帯とか国の施策。簡単に環境を壊せない。そこはできるだけ信じていただきたい。60年も経つこの地方制度の根幹をより住民目線に変える大きなチャンスなので、そこはおおらかに見ていただきたい。
- 基本的に大きな考え方について反対しているわけではなく、国立公園というものの管理を、環境省としても長いことやってきて専門家もたくさん育っている中で、国立公園というのはどこの国を見ても、国が管理するのが当たり前なので、是非その原則は御理解いただきたい。
- 名前の点でこだわって、国立公園だから例外というのであれば、国道の管理はどうなるのか。国道の大半は地方が管理している。我々も環境を破壊しようなんて全く考えてない。是非誤解のないように。今までも、これは外してくれという話は各省からあった。でも、まずは行こうと。ただそうした中でそれぞれの性格でお互い落ちるところに落とせるのではないかと、こういう形になっている。国立公園だから国が管理すべきとは二度と言わないでいただきたい。

- それぞれの地域で考えれば、環境だけほしいというところもあるかもしれないし、環境と経産はほしいと判断されるところもあるし、全部ほしいというところもあるだろうし。それは地域の事情によって様々違いがある。
- 委員会の体制も変わったので、重複する部分もあるかもしれないが、前回までの議論を敢えてコメントさせていただく。
 - ・課題として、まず区域の問題があり、長い川を今まで一貫管理してきたものが、広域連合をまたいでしまうような時にどうするのか。役割分担して管理すればいいという議論もあるが、水が増えて調節が必要な時に、上流でやるのか下流でやるのかという議論が当然発生する。国民の安心と安全に関わる問題ということをまず申し上げたい。
 - ・事務の持ち寄りについて、この地方分権の流れは行政の効率化を図るとというのが題目とっており、実質的に適切な事務の持ち寄りが確保されることが必要。
 - ・国の関与について、国家的なインフラの整備や管理については、全国的ネットワークの形成、また国民の生命・財産の保護を図る上で、国の関与や並行権限行使が柔軟に措置されることが必要。
 - ・移譲事務等の例外について、国家の利害の観点から判断をしないといけないもの、国費の負担に関する判断を要するもの、全国一元的な制度とする必要があるものは、移譲の不都合があるということで、例外とすることが必要。
 - ・大規模災害時の対応について、オールジャパンの災害対応ができるよう、適切に措置することが必要。
 - ・地方整備局が市町村等とも密接に関わって業務の遂行をしているという上では、市町村の理解をしっかりと求めていくことも必要。
 - ・一点質問だが、「大半の」市町村の理解が必要との「大半」というのは、具体的にどういったイメージをお持ちなのか。
- 地方整備局の現場の力、統合力、即応力といった力が移譲されようとも引き続き維持されていかなければならないと思っている。
- 出先機関原則廃止のプロセスとして、先行モデルとしての広域連合という枠を作りながら、新しい行政のモデルをやろうとしている。これはいくつも理由があるが、日本は研究開発費、国際特許出願件数、対外資産などを国際比較してもやっぱり強いにもかかわらず、例えば法人税は減っている。よほど霞ヶ関や永田町がへたなのか。だから、この経産局とかを地方に預けて、いろんな先行モデルにより突破口を開いていくことで日本の活性化につながる。頓挫するのと、一歩でも進めて行くのとでは雲泥の差が出るので、大局的な見地に立って、前向きに実験していくというマインドを日本中で作ってもらうための、一つの立場にしてもらいたい。
- 「大半」というのは、例えば市長会をイメージすると、市長会は何かを議決するという組織じゃないと思うが、それでも、市長会の会長として分かりましたと言えるぐらいの状況がその市長会の中になれば、大半の理解とは言えないと思う。
- 水系一貫管理の点は、国土交通省と十分御相談したい。持ち寄りは、国が地方に権

限移譲するわけだから、義務化することはできないけれど、法律の中でもいろいろ議論をいただいているところ。大規模災害は、緊急法制にないような、必要部隊を持っている広域連合が国の出先機関と同じような対応をしていくということをしている。

○今回の改革は、国が押し付けるのでもなく、一律すべてを国の言うように統一するのでもなく、それぞれの地域で関係者全員が協力し合って、地域主権の歩みを進めていくという精神に立っているので、御理解いただきたい。

○ただ、党内での手続がまだ終了していない。市町村の理解をいただく作業を鋭意続け、党内の了解をいただく作業を続けながら、全部が整った段階で法案を提出したいという思いで進んでまいるので、今後の取扱いについて、私に御一任賜るようお願い申し上げます。

○環境省としては一任というわけにはいかないということだけは申し上げておく。

○これからの事務配分は議論を尽くしていく。地方分権の改革の時に、むしろ国立公園の問題は国の方に戻したというような経過を踏まえて配慮するというふうに、これからの議論でお願いしたいと思っている。

○納得していないけど、進んでいくということで。ただ、党の了解をとるという最大のテーマがまだ残っているということは正直申し上げさせていただく。党の了解がとれたら進めさせていただくということで私に御一任賜りたい。

○改めて申し上げます。地域主権推進担当大臣である樽床委員長に御一任いただくということでよろしいか。(異議なしとの声あり(特段異を唱える者なし))

(以上)